

省エネルギー設備投資支援施策について

2021年6月15日

資源エネルギー庁

省エネルギー課

先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和3年度予算額 325.0億円（459.5億円の内数）

資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課
03-3501-9726

事業の内容

事業目的・概要

- 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。

(A)先進事業：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

(B)オーダーメイド型事業：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修、複数事業者が連携した省エネ取組に対して支援を行います。

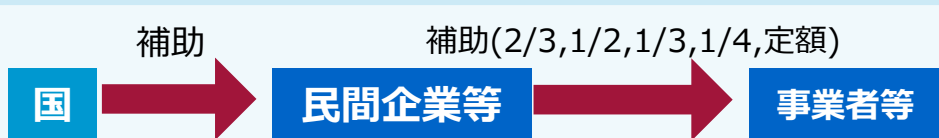
(C)指定設備導入事業：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

(D)エネマネ事業：エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスを締結し、EMS制御や運用改善により効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

成果目標

- 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万klの削減に寄与します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(A)先進事業

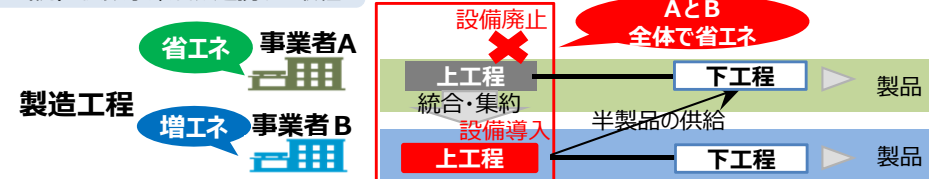
「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援する。



(B)オーダーメイド型事業

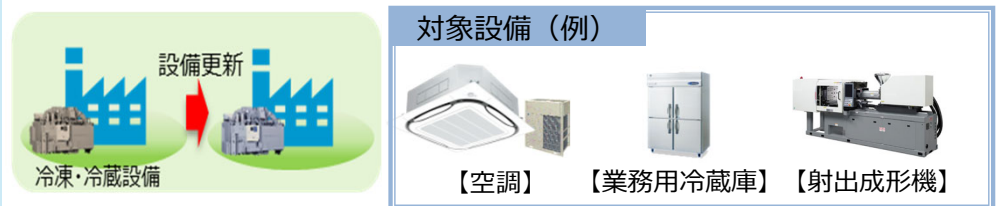
個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備・システム等の複合的な更新により、エネルギー消費効率を改善する省エネ取組を支援。

(例) 複数事業者が連携した取組



(C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ性能を有する設備への更新を支援。



(D)エネマネ事業

エネマネ事業者（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和3年度予算額 325.0億円

■ 公募期間：2021年5月26日（水）～2021年6月30日（水） 交付決定：2021年8月下旬予定

	(A)先進事業	(B)オーダーメイド型事業	(C)指定設備導入事業	(D)エネマネ事業
概要	資源エネルギー庁で設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」で検討した審査項目に則り、外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」を導入する事業	機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）を導入する事業	公募要領で予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入する事業	エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約しEMS制御等により省エネを図る事業 ※左記（A）～（C）の設備導入事業との組み合わせも可能
申請要件	申請単位において、原油換算量ベースで以下のいずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:30%以上 ②省エネ量:1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上※1	申請単位において、原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率:5%以上→10%以上 ②省エネ量:500kl以上→700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率:5%以上→7%以上※1	公募要領で予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入する事業 ①高効率空調、②産業ヒートポンプ、③業務用給湯器、④高性能ボイラ、⑤変圧器、⑥高効率コージェネレーション、⑦低炭素工業炉、⑧冷凍冷蔵設備、⑨産業用モータ、⑩調光制御設備、⑪工作機械、⑫プラスチック加工機械、⑬プレス機械、⑭印刷機械、⑮ダイカストマシン	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで、省エネ率2%以上を満たす事業
補助対象経費	設計費、設備費、工事費	設計費、設備費、工事費	設備費のみ	設計費、設備費、工事費
補助率	中小企業者等:2 / 3 以内 大企業※2:1 / 2 以内	中小企業者等:1 / 2 以内 大企業※2:1 / 3 以内 ※投資回収年数7年未満の事業は、中小企業者等1/3以内、大企業1/4以内	設備種別・性能（能力等）毎に設定する定額の補助	中小企業者等:1 / 2 以内 大企業※2:1 / 3 以内
補助金限度額	【上限額】15億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、30億円	【上限額】15億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、20億円。ただし、「連携事業」については30億とする。	【上限額】1億円/年度 【下限額】30万円 ※複数年度事業は認められない。	【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円

※1 設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費効率が増加する事業に限る。

※2 大企業については、省エネ法におけるSクラス事業者又は2030年度（目標年度）におけるベンチマーク目標達成見込みのある事業者であることを申請の要件とする。